第五十八条第一項中「第二十八条」の下に「、第二十八条の二」を加え、「及び第三十五条第一項」を「、第三項及び第四項並びに第三十五条第一項」に改め、同条第二項の表第三章の養成課程に関する事項の項中「実施の場所」の下に「（メディアを利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）」を加え、同表第五章に規定する事項の項中「実施の場所（」の下に「メディアを利用して行う授業による養成課程を修了した者にあつては認定施設者の住所、」を加える。

別表第十一号中「第七号」を「第八号」に改める。

別表第十四号様式中

「

資格者証の種類	
専門的能力の種別	
申請前に有していた資格者証の記載内容 資格者証番号	
申請前に有していた資格者証の記載内容 氏名	
申請前に有していた資格者証の記載内容 生年月日	年　月　日
変更後の氏名	
住民票コード	
添付書類	変更の事実を証明する書類（住民票コードを記載しない場合）

」

を

「

資格者証の種類	
申請に係る資格者証の内容 資格者証番号	
申請に係る資格者証の内容 氏名	
申請に係る資格者証の内容 生年月日	年　月　日
変更後の氏名	
添付書類	変更の事実を証明する書類

」

に改め、同様式注1中「で再交付を同時に申請しない」を「を申請する」に改め、同様式注3中「申請前に有していた資格者証の記載内容」を「申請に係る資格者証の内容」に改め、同注3(1)中「及び専門的能力の種別」を削り、同様式注4中「注3の(1)」を「注3の(2)」に改め、同様式注5を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下「旧規則」という。）第十条の規定により国家試験の試験科目の免除を受けることのできる者の当該試験科目の免除を受けることができる期間は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にされている旧規則第二十条の規定による学校等の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現にされている旧規則の規定による養成課程の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

5　第四十一条及び第四十二条の申請書は、改正後の別表第十四号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお、従前の様式によることができる。

○総務省令第七十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

工事担任者規則の一部を改正する省令

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第七条各号列記以外の部分を次のように改める。

国家試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

第八条中「二年」を「三年」に改める。

第十一条中「教育施設」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設」に改める。

第十七条中「学校等」を「学校等の認定」に、「認定する」を「行う」に改める。

第十八条第一項第七号中「部科別」を「科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。」に改め、同項第九号中「常勤及び非常勤の別」を「教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別」に改め、同条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、「第四号」の下に「、第六号、第八号」を加える。

第二十条の見出しを「（変更の届出等）」に改め、同条中「第一号から」を「第一号及び第七号から」に、「掲げる事項に変更があつた場合は、遅滞なく、」を「掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめ」に、「の年月日」を「する年月日」に、「、第三項又は第四項」を「又は第三項」に、「の変更」を「を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合」に改め、同条に次の三項を加える。

2　学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第四項の規定により記載を省略することができることとなつている事項の変更については、この限りでない。

3　学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4　学校等の認定を受けた者は、前項ただし書の総務大臣が別に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十一条第一項中「認めるとき」の下に「、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたとき」を加え、「ことがある」を「ことができる」に改める。